

必ず「久留米商工会館ご利用にあたっての注意事項」と合わせて、この追加・変更事項をご熟読いただいた後、申込書にご記入ください。

## 久留米商工会館ご利用にあたっての追加・変更事項

(令和4年7月1日版)

### 【令和4年7月1日以降の貸会議室利用について】

引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら、より多くの方にご利用いただけるよう、福岡県が定める基準に基づきながら、当面の間、以下の通りとさせていただきます。

※今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、再度、貸会議室の営業を休止したり、利用制限を行う場合がありますので、ご了承ください。

### I. 利用者

久留米商工会議所会員・非会員問わず、一般の方もご利用いただけます。

※今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、利用者の変更を行う場合がありますので、ご了承ください。

### II. 申込受付期間

申込受付期間を以下の通り変更します。

・会場使用希望日の6ヶ月前の1日から

(例：R5.1/10使用の場合、R4.7/1より申し込み可能)

※今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、受付期間の変更を行う場合がありますので、ご了承ください。

### III. 定員

各会議室の定員数を以下の通り変更します。

通常の定員数でのご利用が可能です。

・大ホール 定員200名

・202会議室 定員40名

・205会議室 定員20名

※Aホールは経営相談会場となっているため、当面の間、ご利用いただけません。

※定員数を超えてのご利用はいただけません。定員の条件についても福岡県が定める基準に基づきます。

※今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、定員数の変更を行う場合があります。

### IV. 禁止事項

- ①大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うこと。
- ②密閉、密集、密着のいずれかに該当するもの。
- ③不特定多数の来館が見込まれるもの。
- ④多数が手を触れられる状態での商品等の展示。
- ⑤会場内での飲食。

## V. 遵守事項

- ①参加者名簿（氏名、住所、連絡先等）の作成。
- ②来場者のマスク着用。
- ③来場者の手洗い、手指消毒。
- ④来場者の体調チェック（検温等）。
- ⑤頻繁な換気（窓開け、1時間に2回以上・1回5分間以上を目安）。
- ⑥人と人との十分な間隔の確保（2m、最低1mを目安）。
- ⑦入退出時や休憩時間の密集の抑止。
- ⑧会場使用終了後の使用された備品等の消毒。

## VI. 使用制限

以下に該当する場合、使用はお断りします。

- ①来場者に、37.5度以上発熱がある場合。
- ②来場者に、咳・咽頭痛等のかぜ症状のある場合。
- ③来場者に、新型コロナウイルス感染症の陽性判定や医師による自宅待機指示を受けている場合。
- ④来場者に、新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある場合。
- ⑤参加者の氏名・連絡先等の把握を行わない場合。

## VII. 賠償責任

来場者に、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、会場の消毒費用を使用責任者に負担していただきます。

## VIII. 会場の変更・取消

新型コロナウイルスの影響による変更・取消の場合は、キャンセル料をいただきません。  
又、使用料は返金いたします。

## IX. その他

各階のエレベーター前や会場入口に消毒液を設置しておりますが、利用申込者様で消毒液の準備が可能な場合は、会場へのお持ち込みをお願いいたします。

### お問い合わせ

久留米商工会議所 総務課  
〒830-0022  
久留米市城南町15-5  
TEL (0942) 33-0211  
平日 9:00～17:30  
土曜 9:00～12:00